

《各教科の改訂のポイント》

教科名	改訂のポイント	移行措置のポイント
国 語	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目標は現行どおり。内容は、3領域及び〔言語事項〕の構成を、3領域及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕に改めた。（現行の〔言語事項〕は3領域1事項の中に位置付けた。） ○ 自ら学び、課題を解決していく能力の育成を重視し、指導事項については学習過程を明確化した。 ○ 言語活動例を「内容の取扱い」から各領域の「内容」に移行し、より具体的にした。 ○ 小・中学校を通じた学習の系統性を重視し、重点を置くべき指導内容を明確にして指導事項を示した。 ○ 古典の指導内容を明確に示した。 ○ 読書の指導については、読書に親しみ、ものの見方、感じ方、考え方を広げたり深めたりするため、読書活動を内容に位置付けた。 	<p>（小学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度は、新小学校学習指導要領によることができる。 ○ 現行小学校学習指導要領による場合には、平成22年度の第3学年において、ローマ字の指導を加えるものとする。 <p>（中学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度及び平成23年度は、新中学校学習指導要領によることができる。 ○ 現行中学校学習指導要領による場合には、平成23年度の第1学年において、音声の働きや仕組みへの関心等の指導を加えるものとする。
社 会	<p>（小学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視する。（広い視野から地域社会や国土に対する理解を深める。） ○ 地域や我が国の歴史や文化に関する学習の充実を図る。 ○ 社会の形成に参画する資質や能力の基礎を養う。 ○ 問題解決的な学習や言語活動を一層充実させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「我が国における自分たちの県の地理的位置、47都道府県の名称と位置」（平成21年度及び22年度の第3・4学年） ○ 「県内の特色ある地域の人々の生活（自然環境、伝統や文化などの地域の資源を保護・活用している地域）」（平成23年度に第5学年となる学年） ○ 「世界の主な大陸と海洋、主な国の名称と位置、我が国の位置と領土」（平成21年度及び22年度の第5学年）
	<p>（中学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調べ学習から世界や日本の諸地域学習へ主軸を移して内容を構成した。（地理） ○ 学習内容を構造化・焦点化し、理解の深化と定着を図った。（歴史） ○ 現代社会をとらえる見方や考え方の基礎を生かして内容を構成した。（公民） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度の入学生は第3学年の時に新学習指導要領による授業時数となるため、3年間を見通して各分野で適切な授業時数を配当する。 ○ 平成23年度入学生が現行学習指導要領で学習する場合、第1学年では特例告示の内容を扱い、第2学年では世界並びに日本の諸地域学習を扱う。

教科名	改訂のポイント	移行措置のポイント
算 数	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達や学年の段階に応じたスパイラルによる指導を充実した。 ○ 数量や図形についての知識・技能を実際の場面で活用するなどの「算数的活動」を学習内容として学習指導要領に規定した。 ○ 言葉や数、式、表、グラフなどを用いた思考力・表現力を重視するため、低学年から「数量関係」を設定した。 ○ 日常の言語をはじめ、数、式、図、表、グラフなどの様々な表現手段を用いて考えたり、自分の考えを説明・表現したりする学習活動を充実した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移行期間中から、新課程の内容の一部を前倒しして実施する。 ○ 平成21年度と移行措置の内容が異なることに注意する。学年ごとに、新たに追加する内容と、削除する内容がある。 ○ 教科書に掲載されていない内容については、教科書を補完する補助教材を使用する。 ○ 学習指導要領「移行措置関係規定」p. 125～p. 137を確認する。
数 学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内容の系統性を重視しつつ小学校との関連を見直し、スパイラルによる指導を充実した。 ○ 資料を整理した結果を用いて考えたり判断したりする力を重視するため、「資料の活用」の領域を設定した。 ○ 言語活動や体験活動を重視した指導が行われるように、「数学的活動」を一層充実した。 ○ 子どもの学習を確実なものにすることができるよう学び直しの機会を設定した。 ○ 課題学習を、各領域の内容を総合するなどして見いだした課題を解決する学習として位置付けた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度から第1、2学年で、また平成22年度から第3学年で、それぞれ指導内容の一部を変更するとともに、授業時数を増やす。 ○ 新たに加える指導内容については、補助教材を用いて指導する。 ○ 数学的活動については移行期間の教育課程に加えることができる。 ○ 新設した「資料の活用」の領域については、教材の開発や指導方法の研究などに取り組むようにする。 ○ 学習指導要領「移行措置関係規定」p. 131～p. 133を確認する。
理 科	<p>(小学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 目標に「実感を伴った理解を図り」を加えた。 [実感を伴った理解] ・ 具体的な体験（観察、実験等） ・ 主体的な問題解決（問題意識、見通し） ・ 実際の自然や生活との関係への認識 ○ 現行3区分を改め、2区分とした。 ・ 「A物質・エネルギー」 ・ 「B生命・地球」 ○ 各学年で身に付けさせたい問題解決の能力として、第3～5学年は従来通り、第6学年は「推論する能力」とした。 <p>(中学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 目標を次のように改善した。 ・ 「関心を高め」→「進んでかかわり」とし、自ら学ぶ意欲を重視した。 ・ 「調べる能力」→「探究する能力の基礎」とし、科学的に探究する活動を一層重視した。 ○ 内容の取り扱いの順序規定をなくし、各学校の実態に応じて弾力的な年間計画を立てることとした。 ○ ものづくりや動植物の飼育、定点観察、地域施設の活用等を充実させることを加えた。 ○ 各分野の内容の指導については、配慮事項として、日常生活や社会、職業との関連に触れることを加えた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度から全面实施と同様の時間数で学習を行う。 ○ 第3、第4学年においては平成21年度から全ての新内容の学習を行う。第5、6学年においては平成21年度と移行措置の内容が異なることに注意する。詳細については学習指導要領「移行措置関係規定」p. 122、p. 123及びp. 138～p. 143を確認する。 ○ 実験器具等の整備を計画的に行う。 ○ 第2学年においては平成22年度から授業時数・指導内容が増えるので、学習指導要領「移行措置関係規定」p. 127～p. 129及びp. 134～p. 138を確認する。 ○ 第1、3学年においては、平成21年度の移行措置と変更なし。 ○ 実験器具等の整備を計画的に行う。

教科名	改訂のポイント	移行措置のポイント
生活	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学年の目標に、「自分のよさや可能性に気付く」ことを加えた。 ○ 内容の中に、生活や出来事を伝え合う活動を行うことを加えた。 ○ 内容の取り扱いの配慮事項として「見付ける、比べる、たとえる」などの多様な学習活動を例示した。 ○ 自然の不思議さや面白さを実感する指導の充実を図った。 ○ 安全教育や生命に関する教育の充実を図った。 ○ 幼児教育及び他教科との接続を重視した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「生活や出来事の交流」に関する単元開発や、動植物の継続的な飼育・栽培のための環境整備等を行う。
音楽	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目標に、「音楽文化についての理解を深める」ことを加えた。(中) ○ 表現領域、鑑賞領域、及び〔共通事項〕で内容を構成した。 ○ 表現領域については「歌唱」「器楽」「音楽づくり(小)」、「創作(中)」の三分野で構成した。 ○ 歌唱共通教材を提示し、取り扱う楽曲数を増加することとした。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校 第1～4学年 … 4曲すべて 〃 第5、6学年 … 4曲中3曲 ・ 中学校 第1～3学年 … 学年ごとに1曲以上 ○ 鑑賞教材について「我が国の音楽」を第3、4学年にも新たに位置付けた。(小) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歌唱共通教材において取り扱う曲数の増加については平成21年度より先行実施する。(小、中) ○ 歌唱教材に我が国の自然の美しさを感じ取れるもの、または我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるものを含めることについては、平成21年度より先行実施する。(中)
図画工作 美術	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目標に、「感性を働かせながら」(小)、「美術文化についての理解を深め」(中)を新たに加えた。 ○ 育成する資質や能力と学習内容との関係を明確にした。また、領域や項目などを通して共通に働く資質や能力を整理し〔共通事項〕として新設した。 ○ 「A表現」の内容を次のように改善した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「次の事項を指導する」とし、発想・構想の能力(ア、イ)と創造的な技能(ウ)について指導することを明示した。(小) ・ (1)絵・彫刻または(2)デザイン・工芸の一方と(3)創造的な技能を組み合わせることで指導することとし、子どもの思いや願いに応じて発想・構想の能力〔(1)(2)〕と創造的な技能〔(3)〕が調和的に働くようにした。(中) ・ 各学年で取り扱う材料や用具を内容の取扱いに(小)、表現形式などの指導については配慮事項に(中)まとめて示した。 ○ 「B鑑賞」の内容を、鑑賞の能力や言語活動の観点から整理して示した。また、「美術文化に関する鑑賞」を新たに加えた。(中) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 〔共通事項〕に配慮し、題材で育てたい資質や能力を明確にして指導にあたる。

教科名	改訂のポイント	移行措置のポイント
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭生活への関心を高め、衣食住を中心とした生活の営みを大切にしようとする意欲や態度を重視して、目標の表現を「家庭生活を大切にすることをはぐくみ」と改めた。 ○ 中学校の内容との体系化を図り、4つの内容で構成した。 「A家庭生活と家族」「B日常の食事と調理の基礎」「C快適な衣服と住まい」「D身近な消費生活と環境」 ○ 「A家庭生活と家族」に、「自分の成長と家族」を新たに加え、第5学年で初めに学ぶガイダンスとして扱うようにする。また、A～Dを貫く視点として「自分の成長」を位置付け、題材と関連させて適切に指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度も現行で実施する場合、第5学年の指導計画については平成23年度を見通す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第5学年の最初にガイダンス的な内容を履修させること。 ・ 中学校から移行した学習内容等に留意すること。(五大栄養素)
技術・家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他教科との関連を図り、社会において生徒たちが自立的に生きる基礎を培うことを重視する。 (技術分野) ○ 現代社会で活用されている多様な技術については、すべての生徒に指導する。 ○ 「ものづくり」を重視する。 ○ 技術を適切に評価し活用できる能力と実践的な態度の育成を重視する。 (家庭分野) ○ 空間軸、時間軸、小・中・高等学校の体系化の視点を踏まえた指導を充実する。 ○ 少子高齢化、食育の推進など、社会の変化に対応し、知識・技術を活用して生活の課題を解決できる能力と実践的な態度の育成を重視する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年度の全面実施を円滑に行うため、平成22年度入学生から新学習指導要領の内容を卒業までに履修できるように、3年間を見通し、各内容に適切な時間を配当した指導計画の作成に配慮する。
体育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達の段階のまとまりを考慮し、小・中・高等学校12年間で4年間ずつ3つの時期として位置付けた。 ○ 小・中・高等学校を見通し、指導内容を体系化した。 ○ 低学年と中学年においても、高学年と同様に、6領域で内容を構成した。 ○ 低学年と中学年においても、「体づくり運動」を示すとともに家庭で生かすことを重視した。 ○ 各運動領域の指導内容の明確化及び運動の取り上げ方の弾力化を図った。 ○ 「ゲーム」(中学年)及び「ボール運動」(高学年)については、「ゴール型」「ネット型」「ベースボール型」として、類型ごとに規定した。 ○ 保健領域は下記の点を新たに規定した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康の状態は主体の要因や周囲の環境がかかわっていること(第3学年) ・ 身の回りの生活の危険が原因となるけがの防止(第5学年) ・ 地域では、保健にかかわる様々な活動が行われていること(第6学年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低学年は授業時数を増加して指導することとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1学年 102時間 ・ 第2学年 105時間

教科名	改訂のポイント	移行措置のポイント
保健体育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1学年及び第2学年を通じ、選択であった「武道」「ダンス」を含む全ての領域の必修化及び領域の取り上げ方の弾力化を図った。 ○ 第3学年では、「体づくり運動」「体育理論」を除き、魅力や特性に応じたまとまりから各1領域以上を選択することとした。 ○ 各運動領域について、具体的な指導内容を明示した。 ○ 「球技」については、「ゴール型」、「ネット型」、「ベースボール型」として、類型で規定した。 ○ 「体づくり運動」（各学年7単位時間以上）、「体育理論」（各学年3単位時間以上）の時間数の目安を規定した。 ○ 水泳については「バタフライ」を新たに示した。 ○ 保健分野は以下の点を新たに規定した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 二次災害によって生じる傷害（第2学年） ・ 医薬品は正しく使用すること（第3学年） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 円滑に全面実施するために移行期間中の年次ごとの指導計画を作成する。
外国語	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校に外国語活動が導入され、特に音声面を中心として外国語を用いたコミュニケーション能力の素地が育成されることを踏まえ、「聞くこと」「話すこと」に加え、「読むこと」「書くこと」の4技能を総合的に育成することとなった。 ○ 語数は900語程度から1200語程度へ増加した。 ○ 題材例として「伝統文化」「自然科学」を追加した。 ○ 小学校外国語活動との関連を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 先行実施の場合は教材や時数等を適切に確保する。
道徳	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育基本法の改正の趣旨を踏まえ、道徳教育の目標を改善した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳の時間の目標に「自己の生き方についての考え」を深めることを付加（小） ・ 道徳の時間の目標に「人間としての生き方」が道徳的価値に基づいていることを明記（中）<small>かなめ</small> ○ 「道徳の時間」を道徳教育の要として、その役割を明確化した。 ○ 学年や学校の段階の接続や系統性等を踏まえた内容項目に改善した。（小） ○ 校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心にした道徳教育をするようにした。 ○ 各教科の特質に応じて道徳の内容を適切に指導することを明確化した。 ○ 学校段階における重点を明確化した。 ○ 教材の充実、言語活動の充実、情報モラルへの配慮を重視した。 ○ 集団宿泊活動等の豊かな体験活動を通じた道徳性の育成を重視した。（小） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道徳教育推進教師を中心として全校の協力体制を確立し、計画・推進を図る。 ○ 新しい理念や改善点を踏まえた全体計画、指導計画等を作成する。 ○ 新しく付加、改善された内容項目に基づく教材を整備、活用する。

教科名	改訂のポイント	移行措置のポイント
道徳	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職場体験等の豊かな体験活動を通じた道徳性の育成を重視した。(中) ○ 「道徳の時間」の授業公開を通しての家庭や地域との連携を図ることを重視した。 	
外国語活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新設された学習であるので、目標を十分に理解する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第5学年及び第6学年において、それぞれ年間35単位の授業時数を確保した。 ○ 英語を取り扱うことを原則とした。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校外国語科と円滑に接続する。 ○ 「英語ノート」等の効果的な活用を図る。
総合的な学習の時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行総則から取り出し、新たに第5章として位置付けた。 ○ 従前の横断的・総合的な学習に加え、探究的な学習や協同的に取り組む態度についても目標に明確に位置付け充実を図ることとした。 ○ 学校間の取組状況の違いと学校段階間の取組の重複を改善した。 ○ 体験活動と言語活動の充実を図ることとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校とも平成21年度以降、標準授業時数が現行と異なる学年がある。 ○ 授業時数の減少を考慮した指導計画を作成する。
特別活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別活動の目標に「人間関係を築く」「自己を生かす能力を養う」を新たに加えた。内容については学校行事「学芸的行事」を「文化的行事」と改めた。 ○ 育てたい資質や能力の育成と小・中学校の接続を重視した。 ○ 児童生徒の社会性・主体性を生かす特別活動の一層の充実を示した。 ○ 学校全体の教育活動としての特別活動の充実を示した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各内容の目標やねらいを明確にした年間指導計画を作成して実施する。 ○ 児童生徒の発達の段階や課題に即した自主的、実践的な活動を充実する。 ○ 他の教育活動との有機的な関連を図った特別活動の全体計画を作成して実施する。